

佐野市高等職業訓練促進給付金等事業について

市内にお住いのひとり親家庭の母又は父に対し、就職に有利な資格取得を支援する制度です。

原則、すでに国家資格等をお持ちの方は対象外となります。資格取得、学校、講座の受講に関し事前に相談いただき、就労状況、生活状況等をお聞きしたうえで審査いたします。事前相談が無い場合は対象になりませんのでご注意ください。

制度を利用する方

- (1) 佐野市に住民票のある母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養している者※修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの給付
- (2) 児童扶養手当の給付を受けている者と同等の所得水準にある者
※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族・障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の給付が受けられない場合も、本人の所得によっては給付要件に該当する場合があります。
また、受給後に所得制限水準を超過した場合は、1年に限り引き続き対象者とします。
- (3) 養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- (4) 資格を取得するための修業と就労の両立が困難であると認められる者
- (5) 資格を取得することが適した職業に就くために必要であると認められる者
- (6) 佐野市母子父子自立支援員との事前相談を受けている者
- (7) 過去に高等職業訓練促進給付金等を受けていない者
(やむを得ない事由により給付を取り消された者を含む)
- (8) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付、雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金など、趣旨を同じくする給付金の給付を受けていない者
- (9) 通学制の養成機関で修学する者 ※原則、通信講座は認めない
- (10) すでに取得している国家資格がないこと

対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の国家資格等

給付額

| 内容 | 非課税世帯 | 課税世帯 |
|----------------|---------------|---------------|
| 高等職業訓練促進給付金 | 月額 100,000円 | 月額 70,500円 |
| (修業期間の最後の12か月) | (月額 140,000円) | (月額 110,500円) |
| *高等職業訓練修了支援給付金 | 50,000円 | 25,000円 |

*養成機関の入学時における負担を考慮し、生活の負担軽減を図るために卒業後に支給するものです。

給付期間

修業期間の全期間（上限48か月）

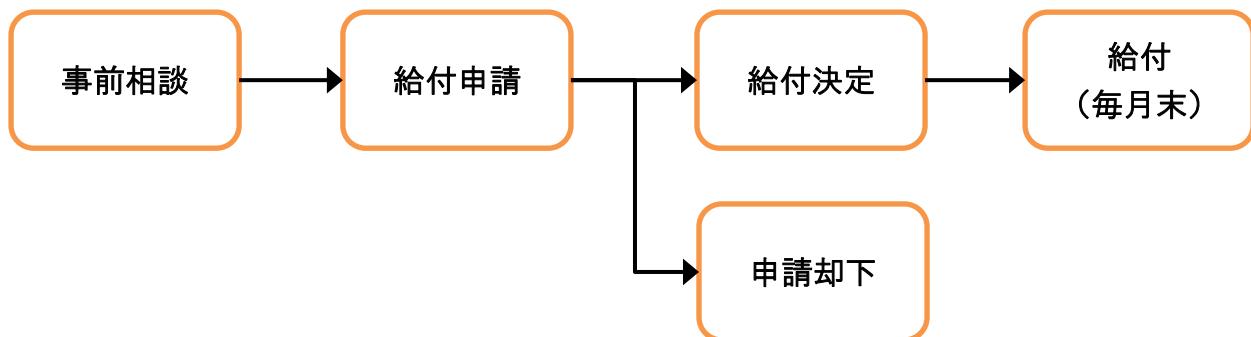
※准看護師資格を取得するため2年間の修業をしている者が、看護師資格を取得するために更に2年延長して修業する場合の加算額については、原則として看護師課程の2年目（通算4年目）を修業期間の最後の12か月として給付します。

課税世帯・非課税世帯の判定

生計を一にしている家族・親族全員が判定の対象となります。これは世帯分離の有無に関わらず対象となります。本人または同居の家族・親族が課税世帯の場合は、課税世帯として給付額を決定します。なお、4月～7月分は前年度、8月～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

1. 高等職業訓練促進給付金について

(1) 給付までの流れ



(2) 事前相談について

給付申請には、母子父子自立支援員との**事前相談が必要**です。必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。

| | |
|------|-------------------|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金等事前相談票 |
|------|-------------------|

(3) 給付申請について

事前相談を受けた方で給付申請をする方は、必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。なお、別紙【地方税情報の取得に関する同意書】に同意をいただいた方のみ、世帯構成員（同一住所において別世帯となっているものを含む。）の地方税関係情報を確認いたします。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金等支給申請書 |
| 添付書類 | 申請者及び申請者の扶養している児童の戸籍謄本及び住民票謄本 |
| | 児童扶養手当証書の写し |
| | 在学証明書（養成機関の長が証明する書類） |
| | ※別紙【地方税情報の取得に関する同意書】に同意しない場合 世帯構成員の所得課税証明書 |
| | 振込先口座の通帳の写し |
| その他 | 本人確認書類本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの官公庁から交付された証明書） |

(4) 給付金の請求について

給付金を受給するには、毎月、**請求書の提出が必要**です。必要事項を記入の上、**必ず給付対象月の翌月15日まで、15日が土日の場合はその前日の金曜日までに提出してください。**

給付日は毎月末です。※**提出期限を過ぎると、給付日が翌月になる場合があります。**

| | |
|------|----------------|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金請求書 |
|------|----------------|

(5) 現況届について

8月以降も継続して給付金を受給するには、現況届の提出が必要です。必要事項を記入の上、7月分請求書の提出時に合わせて次の書類を提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金現況届 |
| 添付書類 | 児童扶養手当証書の写し |
| | 在学証明書（養成機関の長が証明する書類） |
| | ※受給者の世帯構成に変更があった場合 受給者及び受給者の扶養している児童の戸籍謄本及び住民票謄本 |
| | ※別紙【地方税情報の取得に関する同意書】に同意しない場合 世帯構成員の所得課税証明書 |
| その他 | 本人確認書類（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの官公庁から交付された証明書） |

(6) 異動届について（世帯構成に変更があった場合等）

世帯構成員の課税状況に変更があった、世帯構成員の一部が転居した等の場合は、14日以内に異動届の提出が必要です。必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。

| | |
|------|-----------------|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金等異動届 |
|------|-----------------|

(7) 資格喪失届について（養成機関を休学または退学した場合等）

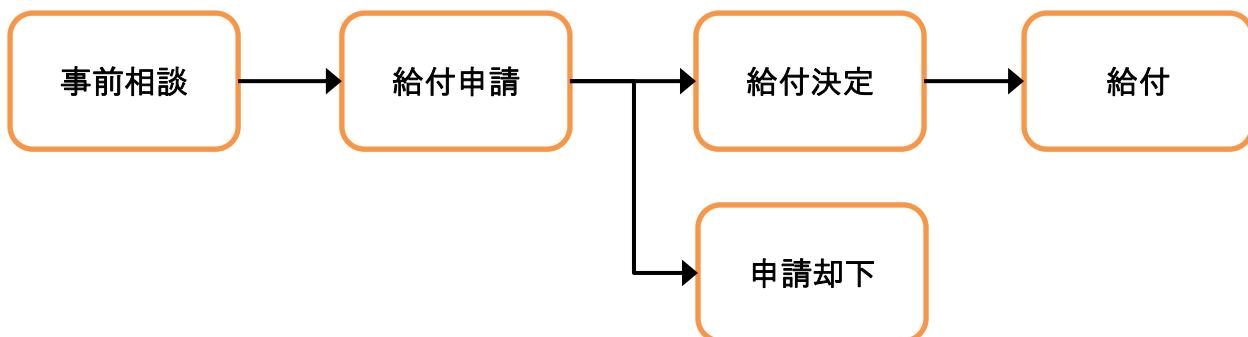
受給者が養成機関を休学または退学した、市外に転出した等、受給資格を喪失する事由が生じた場合は、14日以内に資格喪失届の提出が必要です。必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届 |
| 添付書類 | ※養成機関を休学または退学した場合 休学証明書または退学証明書（養成機関の長が証明する書類） |
| | ※市外に転出した場合 転出届の写し |



2. 高等職業訓練修了支援給付金について

(1) 給付までの流れ



(2) 事前相談について

給付申請には、母子父子自立支援員との事前相談が必要です。必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。なお、修業期間終了時に扶養している児童が20歳に達した方は支給できません。

| | |
|------|-------------------|
| 提出書類 | 高等職業訓練促進給付金等事前相談票 |
|------|-------------------|

(3) 給付申請について

事前相談を受けた方で給付申請をする方は、必要事項を記入の上、次の書類を提出してください。なお、申請書内の【同意事項】に同意をいただいた方のみ、世帯構成員（同一住所において別世帯となっているものを含む。）の地方税関係情報を確認いたします。

| | |
|------|--|
| 提出書類 | 高等職業訓練修了支援給付金支給申請書 |
| 添付書類 | 申請者及び申請者の扶養している児童の戸籍謄本及び住民票謄本 児童扶養手当証書の写し 修了証明書（養成機関の長が証明する書類） ※別紙【地方税情報の取得に関する同意書】に同意しない場合 世帯構成員の所得課税証明書 振込先口座の通帳の写し |
| その他 | 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの官公庁から交付された証明書） |

(4) 給付金の請求について

給付金を受給するには、請求書の提出が必要です。必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

| | |
|------|------------------|
| 提出書類 | 高等職業訓練修了支援給付金請求書 |
|------|------------------|

【お問い合わせ・書類提出先】

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市こども家庭センター TEL:0283-85-7317